

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	_____	仕様書番号	ZDP-R-X0002-11
名称	航空機用技術提携国産部品 調達共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	12. 5. 8
		改正年月日	30. 12. 21
		航空補給処航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊の航空機に使用する外国会社との技術提携による国産部品の調達について適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は、MHP-V-51028の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等仕様書

MHP-V-51028 航空機部品（国産）共通仕様書

MHP-V-62010 航空機部品包装共通仕様書

MRS-G-00013 機器構成品識別資料作成共通仕様書

b) 法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27. 3. 18）

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9. 5. 30）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18. 12. 27）

初回試験事務処理要領（海幕経第5839号。23. 7. 20）

航空補給処（下総支処を除く。）監督検査事務処理手続（空補処契第143号。28. 3. 7）

c) 技術資料

海上自衛隊航空機部品保管期限表

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、MHP-V-51028を満足するものでなければならない。

2.2 材料、構造、形状、寸法及び性能

材料、構造、形状、寸法及び性能は、仕様及び製造図面等に記載されたすべての要求事項を満足するものとする。

2.3 製品の表示

製品の表示は、MHP-V-51028の2.3によるものとし、容易に消えない方法で明瞭に表示する。ただし、小型部品で表示が困難である場合は、個装ごとにストックタグ等で表示するものとする。

2.4 エイジ・コントロール

エイジ・コントロールは、海上自衛隊航空機部品保管期限表及びMHP-V-51028の2.2を対象品目とする。

2.5 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、表1のa又はbによる。

3 品質保証

3.1 初回試験

個別仕様書又は調達要領指定書で初回試験を要求されている品目については、MHP-V-51028の3.1(初回試験)による。

なお、初回試験の事務処理については、海幕経第5839号による。

3.2 社内検査

社内検査は、2.5によって実施し、検査成績書(様式適宜)を作成するものとする。

3.3 監督・検査

監督及び検査は、海幕経第2559号の別冊第3(標準品質証拠監督・完成検査実施要領)による。

3.4 第三者監査監督適用の一部変更・取消

第三者監査監督適用の一部変更及び取消を求める場合は、第三者監査監督(適用・一部変更・取消)届出書(空補処契第143号、付紙様式第5)(2部)を作成し、監督官の確認を得た後、契約担当官等に提出するものとする。

4 出荷条件

4.1 納入条件

納入する製品のうち、エイジ・コントロールの対象品目は、MHP-V-51028の

4.1によって、官の検査日からさかのぼって1年以内に製造されたものとする。

4.2 包装

包装は、個別仕様書又は調達要領指定書で指定する場合を除き、MHP-V-62010によって承認されたPIFによる。

なお、エイジ・コントロールの対象品目は、海上自衛隊航空機部品保管期限表]によって、ストックタグに処置記号等を記入する。

5 その他の指示

5.1 特記事項

特記事項は、個別仕様書又は調達要領指定書による。

5.2 提出書類

提出書類は、海上自衛隊契約規則及び海上自衛隊補給実施要領によるほか、表1による。

表1-提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	提出先	備考
1	下請負承認申請書	3	必要の都度、速やかに	監督官経由 契約担当官等	様式第1
2	類別原資料	1	必要の都度、納入日の1か月前	補給本部	MRS-G-00013
3	検査成績書	1	完成検査時	検査官	様式適宜
4	検査等申請書	3	完成検査時	検査官	海幕経第183号 書式第22
5	納品書	6	部品納入時	分任物品管理官	補本装補第2072号 海補 3021 様式

5.3 下請負

製造の一部を下請け工場で実施する場合は、下請負承認申請書（様式第1）により監督官等の確認を得た後、契約担当官等の承認を得るものとする。

5.4 コンプライアンスの遵守

契約相手方は、下請負者等を使用する場合は、下請負者等に対してもコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図るものとする。

5.5 承認用図面

個別仕様書又は調達要領指定書で承認用図面の提出を要求されている品目については、MHP-V-51028の5.5による。

5.6 官給品等

官給品又は貸付品がある場合は、個別仕様書又は調達要領指定書によるほか、MHP-V-51028によるものとする。

5.7 安全管理

契約相手方は、個別仕様書又は調達要領指定書で指定する危険物（火薬類，放射性同位元素類，毒物，劇毒物等）及び高圧ガス取扱い並びに公害の発生する恐れのある品目の取扱いについて、法で定められたものはそれに基づき，その他のものは規格等に基づき，適切に安全管理を実施しなければならない。

5.8 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

(様式第1)

(発簡番号)

(年月日)

(契約担当官等)
海上自衛隊航空補給処
管理部長 ○○○○ 殿

住所:

受注者名:

代表者名:

印

下請負承認申請書

航空機用技術提携国産部品 () の契約について下記業者を
下請負業者として、別紙のとおり請負わせたいので承認願います。

(契約番号:)

記

修理会社名

上記のとおり承認する。

ただし、この承認により (元請会社名) は下請負の製品に欠陥を生じた場合、
その補償責任を免れるものではない。

監督官

承認番号 号
平成 年 月 日
(契約担当官等)

(様式規格: A4)

1 下請負業者の名称

2 下請負業者の概要

- (1) 本社所在地
- (2) 工場所在地
- (3) 資本金
- (4) 設備
- (5) 従業員
- (6) その他

3 下請負を必要とする理由

4 下請負等を適用する部品及び作業範囲